

議案第 41 号

橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について

橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(案)

橋本市障害者施策推進協議会条例(平成18年橋本市条例第146号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。